## 市民ロースクール 第3回インターネット時代のリスク回避術

平成25年12月21日(土)午後1時~午後2時30分

駒澤大学法科大学院 准教授·弁護士 江森 史麻子

## 目次

- I インターネットの落とし穴を知る
  - ・加害者になってしまう場合
  - ・被害者になってしまう場合

- Ⅱ インターネットに関する法律
  - プロバイダ責任制限法
  - ・不正アクセス禁止法

#### 1 加害者になってしまう場合

- (1) プライバシー侵害等 プライバシーや肖像権の侵害、個人情報の漏洩
- (2)名誉毀損等名誉や信用の毀損、業務妨害
- (3) 著作権侵害等著作権や著作隣接権等、著作権法に定める権利の侵害

### 1(1)プライバシー侵害等①

プライバシー:私生活上の事柄をみだりに公開 されない権利

- ・憲法上の人権の1つとして把握される。
- ・ 肖像権もプライバシーの一種であり、憲法 上保護される。

情報プライバシー権:自己に関する情報をコントロールする(削除・訂正を求める)権利

#### 1(1)プライバシー侵害等②

#### プライバシー侵害の例

- ・ブログ等で他人の秘密を暴露すると・・・不法行為となり損害賠償義務が生じる。
- ・他人の顔が映った写真をブログ等に掲載すると・・・ プライバシーを侵害されたと思う人がいれば、肖像権 侵害で不法行為となり得る。
- 報道機関では、天気カメラの映像の保管期間の管理、自動車のナンバープレートの画像処理など、プライバシー侵害に配慮している。
  - → インターネットでの情報発信にも、同様の配慮が求められる。

#### 1(1)プライバシー侵害等③

個人情報の保護に関する法律(2005年施行)

第2条(第1項) この法律において「個人情報」とは、 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人 を識別することができるもの(他の情報と容易に照合 することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

・個人情報取扱事業者(5000件以上の個人情報を所持する事業者)は、利用目的を特定して個人情報を適正に取得し、原則として第三者にこれを提供してはならない。

#### 1(2)名誉毀損等①

名誉:個人の価値に対する社会の評価

#### 刑法

- 第230条 <u>公然と事実を摘示</u>し、人の名誉を毀損した者は、<u>その</u> 事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十 万円以下の罰金に処する。
  - 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。
- **第230条の2**(第1項) 前条第一項の行為が<u>公共の利害に関する</u> 事実に係り、かつ、<u>その目的が専ら公益を図る</u>ことにあったと認 める場合には、事実の真否を判断し、<u>真実であることの証明</u>が あったときは、これを罰しない。

インターネットで発信すれば、「公然と」に該当する。 刑法上の名誉毀損に当たれば、民事上も不法行為となる。

### 1(2)名誉毀損等②

信用:人(法人を含む。)の経済的評価

#### 刑法

第233条 虚偽の風説を流布し、又は<u>偽計</u>を用いて、 人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、 三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第234条** <u>威力</u>を用いて人の業務を妨害した者も、 前条の例による。

刑法上の信用毀損、業務妨害に当たれば、民事上 も不法行為となる。

### 1(3)著作権侵害等①

広義の著作権──著作者の権利──著作者人格権 ──著作権 ──著作隣接権

著作物:<u>思想又は感情を創作的に表現</u>したもので、 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの (著作権法2条1項1号)

「創作的」であることが必要(創作性の要件)

ありふれたもの、表現方法が1つしかないものは、含まれない。

### 1(3)著作権侵害等②

- 著作権者は著作者人格権と著作権を有する(17条 1項)。方式は不要(同条2項)。
- 著作者人格権:公表権(18条),氏名表示権(19条),同一性保持権(20条)
- 著作権:複製権(21条),公衆送信権等(23条),翻案権(27条)等
  - ソフトウェアを勝手にコピーすると、複製権侵害になる。
  - ・他人の写真を勝手にブログに載せると、複製権 と公衆送信権の侵害になる。その写真を改変す ると、同一性保持権と翻案権の侵害になる。

#### 1(3)著作権侵害等③

許される著作物の利用方法一引用

第32条(第1項)公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、<u>公</u>正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の<u>目的上正当な範囲内</u>で行なわれるものでなければならない。

判例(最高裁昭和55年3月28日判決)

- ①引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、
- ②両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認め られる場合でなければならない。

### 1(3)著作権侵害等④

#### 著作隣接権

- (1)実演家・・・氏名表示権(90条の2), 同一性保持権(90条の3), 録音権・録画権(91条)等
- (2)レコード製作者・・・複製権(96条), 送信可能化権 (96条の2)等
- (3)放送事業者・・・複製権(98条), 送信可能化権 (99条の2)等
- (4)有線放送事業者・・複製権(100条の2), 送信可能化権(100条の4)等

## 2 被害者になってしまう場合

(1)「加害者になってしまう場合」の裏返し

(2) ウィルスやスパイウェア等による被害

(3) 詐欺メール等による被害

## 2(1)「加害者になってしまう場合」の裏返し

- インターネットでは、情報の拡散や集 約がなされるのが特徴。
- プライバシーの確保には十全の注意を。 いったん開示されたものは取り返せない。

## 2(2)ウィルスやスパイウェア等による被害

- ウィルス:感染対象となる媒体に自分自身を付着させ,他のプログラム等に感染して増殖する。 増殖するだけのタイプと,ダメージを与えるタイプが存在する。類似のものとして,ワームやトロイの木馬と呼ばれるものもある。
- スパイウェア:システムの動作を密かに監視する プログラム。パスワードなどの秘匿情報を探し出し、他のコンピュータに送信するものも存在する。
- リモート・アクセス:インターネットを介して, コンピュータから情報を取得したり,攻撃ある いは改竄を実行すること。

#### 2(2)対策

- 定評あるセキュリティ・ソフトをインストールする。
- 定期的にウィルス・チェックを行う。
- オンラインショッピングは、定評あるサイトで 行う。
- 怪しいサイトは、個人情報を入力するなどせず、 さっさと立ち去る。
- 発信元のわからないメールの添付ファイルは、 開けない。
- 発信元はわかっていても、ファイル形式が不明な添付ファイルは、開けない。

#### 2(3)詐欺メール等による被害

- 基本的には、電話による振り込め詐欺(母さん助けて詐欺)と同じ構図。
- 身に覚えのない請求が来たら、無視をするのが一番良い。返信は禁物。
- 発信者は、こちらのメールアドレスしか知らない場合が 多い。それ以上の個人情報を与えることのないように。
- フィッシング詐欺(実在する有名企業やサービス名をかたった案内メールを無差別に送りつけ、偽装されたウェブサイトにアクセスさせてクレジットカード番号やパスワードなどの個人情報を入力させる手口の詐欺)もあることを念頭に。

# Ⅱ インターネットに関する法律(1)プロバイダ責任制限法①

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示 に関する法律(2002年施行)

- 第1条 この法律は、<u>特定電気通信</u>による情報の流通によって権利の 侵害があった場合について、<u>特定電気通信役務提供者</u>の<u>損害賠償責</u> 任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものと する。
- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
  - 1 <u>特定電気通信</u> 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)をいう。
  - 3 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。

### (1)プロバイダ責任制限法②

①情報の書き込み

特定電気通信役務提供者 (プロバイダ等)

②違法情報の削除申出

被害者

侵害されたとする者

発信者

#### 発信者に対する責任

以下の①②の場合はいずれも、 <u>責任なし</u>

- ①他人の権利が侵害されている と信じるに足りる相当の理由 があったとき
- ②権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、 7日以内に反論がない場合

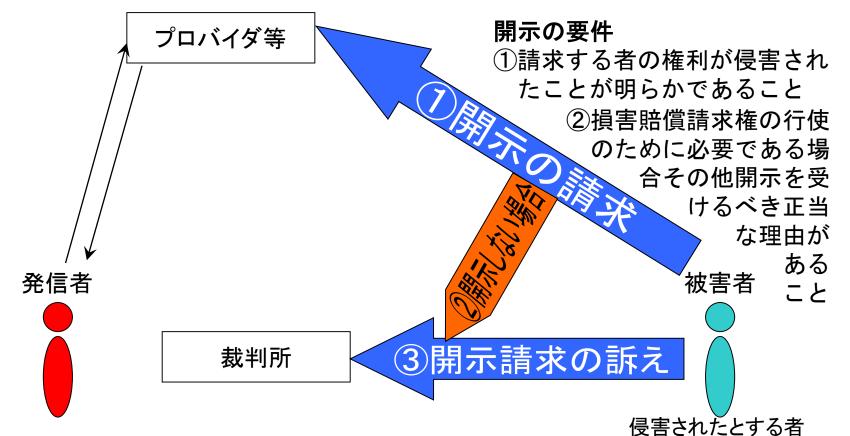
#### 被害者に対する責任

以下の①②の場合でなければ、 責任なし

- ①他人の権利が侵害されている ことを知っていたとき
- ②違法情報の存在を知っており 他人の権利が侵害されている ことを知ることができたと認 めるに足りる相当の理由があ るとき

#### (1)プロバイダ責任制限法③

発信者情報開示の内容 ※ 開示に応じないことによる損害は 動意又は重過失がなければ免責



## Ⅱ インターネットに関する法律(2)不正アクセス禁止法

不正アクセス行為の禁止等に関する法律(2004年施行) 何人も、不正アクセス行為をしてはならない(3条)。これに違反した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる(11条)。不正アクセス行為とは以下の行為である(2条4項)。

インターネットを通じて、アクセス制御機能を持つコンピュータにアクセスし、他人の識別符号(パスワード・生体認証など)を入力し、アクセス制御機能(認証機能)を作動させて、本来制限されている機能を利用可能な状態にする行為 (1号)

インターネットを通じて、アクセス制御機能を持つコンピュータにアクセスし、**識別符号以外の情報や指令**を入力し、アクセス制御機能を作動させて、本来制限されている機能を利用可能な状態にする行為 (2号) など



ご静聴ありがとうございました。